

民間業者がごみを収集する マンションなどにお住まいの皆様へ

京都市からのお知らせ



紙類をはじめ、リサイクルできるものの分別義務など、
ごみ半減をめざす

「しまつのこころ条例」が

(京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例)

平成27年10月からスタート!

京都市のごみ量は、市民・事業者の皆様のご理解とご協力により、ピーク時から4割以上を削減。ありがとうございます。

1 分別の義務化

●次のリサイクルできるごみなどについては、必ず分別して出してください。

① リサイクルできる紙類

〈紙類の例〉

新聞

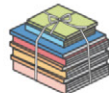


雑がみ

●チラシ・カタログ



●雑誌



●紙箱



●封筒・はがき



●包装紙



ダンボール



●紙袋



●台紙・画用紙



●紙の芯



●カレンダー



●メモ用紙・
コピー用紙



② プラスチック製の「容器」と「包装」

■このマークが目印!



「プラマーク」がついたプラスチック製の「容器」と「包装」は、中身を使い切り、汚れを取ってから無色または白色の透明袋に入れて、「資源ごみ」として出してください。

■プラスチック製「容器」「包装」の例

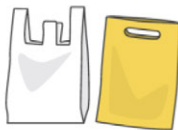
●トレイ類



●ボトル類



●袋類



●カップ類

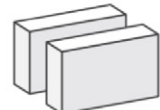


●キャップ類



●緩衝剤

(発泡スチロールなど)



③缶・びん・ペットボトル

食料, 飲料用の缶やびん, 飲料・酒類・しょうゆ用のペットボトルなど



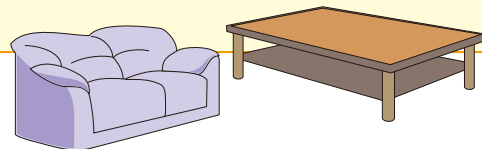
④小型金属類・スプレー缶

なべ, やかんなど最長部がおおむね30cm以下の金属類など



⑤大型ごみ

家具など



●分別したごみの出し方については、お住まいのマンションの管理者等にお問い合わせください。

2 ごみを出さないライフスタイル

■環境に最も良いことは、そもそもごみを出さないことです。

ごみになるものを作らない・買わない「**リデュース(発生抑制)**」
再使用する「**リユース(再使用)**」の2Rの取組にご協力をお願いします。



■主な取組の例

- 実施義務：必ず取り組んでください。
- 努力義務：可能なかぎり取組に努めてください。

分野	市民の皆様	事業者の皆様
ものづくり	○充電電池やLED等の環境にやさしい製品の使用	製造者の皆様は… ○充電電池やLED等の環境にやさしい製品のPR (本市の啓発活動への協力)
食	○食べ残しをしない食事の実践	飲食業者の皆様は… ○食べ残しをしない食事のPR
ごみになるものが少ないお買い物	○ごみになるものが少ない製品の購入 ○レジ袋をもらわない	小売業者の皆様は… ○購入者へごみになるものが少ない製品の購入をPR ○購入者へレジ袋の要否や必要最小限の枚数を確認
ごみになるものが少ないイベント	○イベント参加時のごみの分別排出	イベント主催者の皆様は… ○ごみを分別して排出できる環境の整備
観光等	観光客の皆様は… ○宿泊施設でのごみの分別排出	ホテル・旅館業者の皆様は… ○宿泊者のごみを分別して排出できる環境の整備等
大学・共同住宅等	○ごみの分別排出	大学の皆様は… ○学生への分別ルール等の啓発 共同住宅管理者等の皆様は… ○居住者への分別ルール等の啓発

お問い合わせ先

京都市環境政策局循環型社会推進部ごみ減量推進課

〒604-0924 京都市中京区河原町二条下る一之船入町384 ヤサカ河原町ビル8階

TEL:075-213-4930 FAX:075-213-0453

この印刷物が不要になれば「雑がみ」として古紙回収等へ!



平成27年7月発行 京都市印刷物 第274335号